

役務請負契約条項

(総則)

第1条 この契約に定める条件に従い、乙は標記の役務を甲の指定する履行日に、甲の指定する場所において履行し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

(債権譲渡等の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、この契約の履行の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせ、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承認せしめ、若しくは担保に供してはならない。

(下請負)

第3条 乙は、契約物品の製造等を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

乙は、下請負者を決定したときは、直ちに甲に通知しなければならない。但し、前条の規定により、あらかじめ甲の書面による承諾を得て決定した下請負業者については、この限りではない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第4条 乙は、契約物件又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物件及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物件又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

- 4 甲は、乙がもつばら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 第3条の規定は、前5項についても適用する。

（契約金額）

第5条 契約金額は標記のとおりとする。

（契約の変更）

- 第6条 甲は、役務の履行が完了するまでの間において仕様書・納地・履行期限その他この契約に定める条件を変更することができる。
- 2 前項により、契約金額の変更を要するときは甲乙協議のうえこれを行うものとする。
 - 3 契約金額の変更を行うときは、乙は甲にその変更に関する見積書を提出しなければならない。

（役務の履行）

第7条 乙が甲に対する役務の履行は別紙仕様書のとおり行うものとする。

（役務完了の届出）

第8条 乙は、前条の規定に基づき、役務を完了した場合には完了届を甲に届け出るものとする。

（検査）

第9条 甲は、別紙仕様書のとおり検査を行うものとする。

（代金の請求及び支払い）

- 第10条 給付の対価を請求する場合は、乙はこの契約を履行し、甲がこれに伴う給付の完了を確認した完了届と適法な支払請求書をもって請求するものとする。
- 2 甲は、乙が前項に定める支払請求書をもって代金を請求した場合には、これを受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内の日に乙に代金を支払う

ものとする。

(相殺)

第11条 甲は乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、第10条第2項に定める約定期間内に役務完了の代金を乙に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し約定期間満了の日の翌日時点における財務省告示による政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等甲の責に帰することができない理由による場合には、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(履行期限の猶予等)

第13条 乙は、理由を添えて履行期限の猶予を甲に申請することができる。

2 甲は、前項に規定する申請の理由が、乙の責めに帰することができない理由による場合は、乙と協議の上、履行期限を変更するものとする。

3 甲は、第1項に規定する申請の理由が、乙の責めに基づく場合は、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで履行期限を猶予することができる。

(遅滞金)

第14条 乙は、役務の完了が履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ、代金に対し、1日につき0.1%の率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。ただし、遅滞金は遅滞部分に相当する代金の10%をもって限度とする。

2 乙の責に帰すべき理由により、乙が前条第1項に規定する通知を怠り、かつ、納期又は猶予期限までに役務を完了しないときは、乙は、納期又は猶予期限として定められた日の翌日から、第13条第1項に定める申請を行った日、又は履行を行った日のいずれか早い期日までの日数1日につき、履行遅延相当部分の契約金額の2/1000に相当する金額を遅滞金として甲に支払うものとする。

3 第1項又は第2項の場合において、甲が履行期限までに役務の一部についてその完成を認め、検査に合格した場合は、前項の遅滞金の計算は検査合格分を除く部分に相当する代金によるものとする。

4 第1項の規定において「遅滞日数」とは、履行期限の翌日から遅滞分を完了した日までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いたものをいう。

5 前項の規定の適用においては、完了は第8条の届出があったときにされたものとみ

なす。

- 6 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項、第2項又は第3項の遅滞金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該遅滞金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権等に関する法律施行令第29条第1項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(契約の無償解除)

第15条 甲は天災地変その他乙の責に帰し難い事由に因り、乙が契約の解除を申し出て甲がこれを認めたときは、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(甲の解除権)

第16条 甲は次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 納期までに乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。
- (2) 乙が第2条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (4) 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い又は甲若しくは甲の指名する検査官の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 前3号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがないとき。
- (6) 甲の都合により、契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第18条 甲は、この契約の全部又は一部を解除した場合で解除の理由が第16条第1号から第5号までの規定に該当するときは、解除部分に対する契約金額の10/100に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

- 2 甲は、乙が甲の指定する期限までに前項に規定する違約金を納付しない場合には、当該違約金に対し、期限の終了した日の翌日から納付のあった日までの日数について遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権等に関する法律施行令第29条第1項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を利息として付して徴収するものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約が第16条第6号の規定により、解除された場合で乙に損害が生じたときは、甲に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内の日に文書により行わなければならない。

3 第1項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(秘密の保全)

第20条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙の責を免れない。

(危険負担)

第21条 乙は、役務完了前に、役務等の目的物又は材料について生じた損害、その他役務の提供に関して生じた損害を負担するものとする。ただし、甲の責に帰する理由による損害についてはこの限りではない。

(第三者に対する損害)

第22条 乙は、作業遂行中、第三者に損害を及ぼした時には、その損害の責を負わなければならない。ただし、甲の責に帰する理由による損害についてはこの限りではない。

(契約不適合による担保)

第23条 甲は、役務等の完了後1ヶ年以内に役務等に契約不適合（納入された契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの。以下同じ。）があるときは、乙に対し、これを修補、又は、その契約不適合によって生じた損害賠償を請求することができる。

(原価調査)

第24条 甲はこの契約に基づく役務について、その原価を確認する必要があるとき又は損害賠償の算定にあたりその適正を期するため必要があるとき、その他この契約の履行を確保するため特に必要があると認めるときは、事実上の資産及び負債の内容並びに損益計算を明らかにする帳簿書類を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は甲の行う前項の調査に協力するものとし、甲の要求を拒んではならない。

(その他)

第25条 この契約について、定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項

については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 この契約に関する訴訟は、横浜地方裁判所横須賀支部の管轄に属するものとする。

上記の締結を証するため、この書 2 通を作り、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。